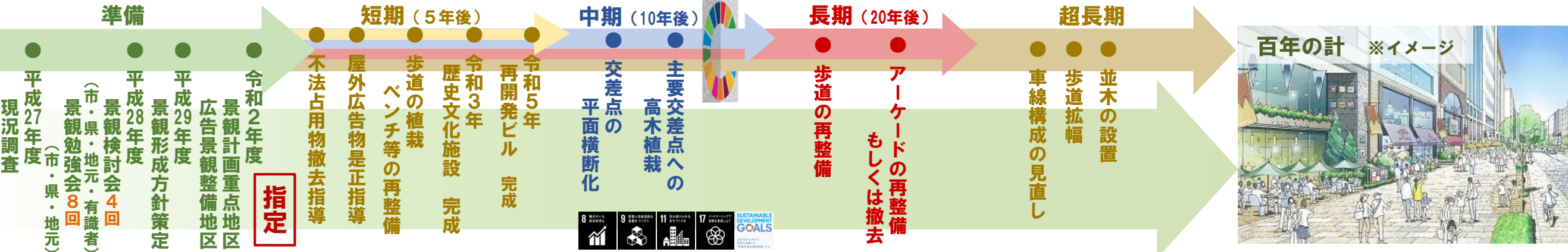


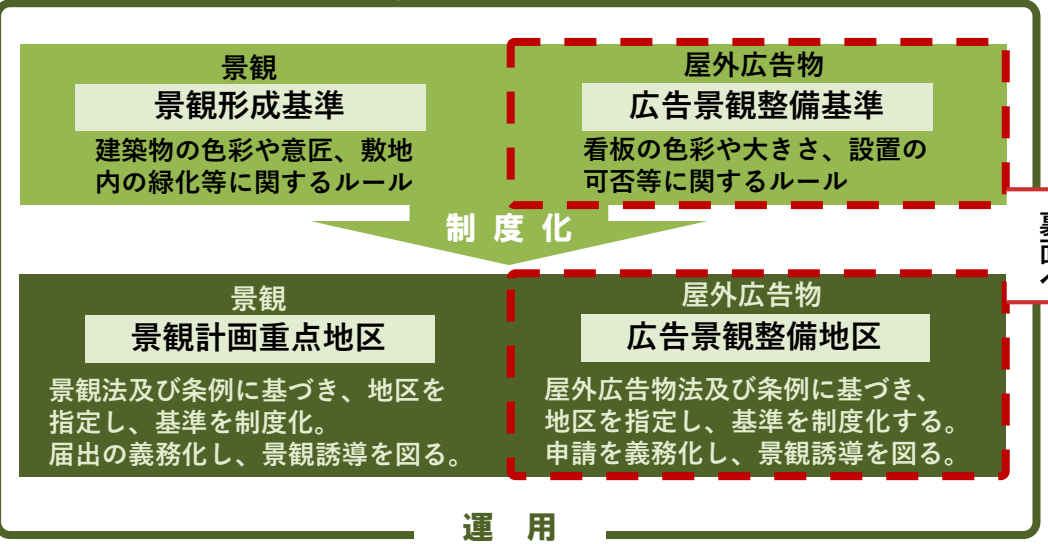
御幸通り周辺広告景観整備地区の指定



御幸通り景観形成方針 (平成29年策定)

【目標】
静岡市の玄関口にふさわしい、駿府の風格と都市の賑わいを感じる景観づくり

- 方針**
- 駿府から静岡までの都市の変遷や歴史的背景を尊重
 - 駿府の歴史文化の資産を活かす
 - 来街者が行き交う賑わい景観の創出
- 方向性**
- 歴史文化資産に関する方向性
 - 緑化に関する方向性
 - 道路に関する方向性
 - 沿道に関する方向性
 - 屋外広告物に関する方向性**
 - 色彩に関する方向性



戦略1 主要な駅 (JR静岡駅) と城址公園 (駿府城公園) の近接性を活かす



御幸通りは、JR静岡駅と駿府城公園を直近で結ぶ重要な路線
→結節点である江川町交差点から駿府城公園を感じさせ、近接性と誘導性を向上

都市構造の特徴を活かした景観形成

- <都市構造の可視化>**
JR静岡駅と駿府城跡が近接し、駿府時代の町割りも残ることが特徴的な都市構造である。この特徴を可視化し、洗練することでより静岡らしい景観まちづくりを推進する。
- <静岡らしさの磨き上げ>**
駿府城公園が持つ緑を周辺にしみだすことで、駿府城公園の印象を共感でき、JR静岡駅と駿府城公園の視覚的な近接性により静岡独自の景観を形成する。
- <緑の拠点の形成>**
駿府城公園が持つ歴史文化や風格を緑に託し、主要な交差点に緑の拠点を形成する(特に静岡駅からピスタとしての役割を担う江川町交差点)ことで、駿府城公園が持つ風格を通りに落とし込むと共に、公園を感じ、誘う景観形成を推進する。
- <歩道空間の景観形成>**
風格ある駿府城公園の沿道景観として、歩道空間は、緑、色彩により歴史性、賑わいを兼ね備えた景観形成を推進する。

戦略2 歴史文化の風格と商業エリアの賑わいの調和を図る



御幸通りは、本市の玄関口となる中心市街地を担う重要な路線
→商業エリアにおける屋外広告物の効果的な掲出とエリアのブランディングにより、まちの風格と賑わいを誘導

地区独自の規制による景観形成

- <地区の景観を守り、磨き上げる>**
地区の特性に合わせた屋外広告物の基準を策定し、広告景観整備地区に指定することで、本市の玄関口にふさわしい広告景観を守ると共に、良好な広告景観へ誘導し、風格ある御幸通りへ磨き上げる。

1 広告景観整備の目標・方針

目標

御幸通り景観形成方針（平成29年度策定）に即して広告景観形成を図る。

【屋外広告物に関する方向性】

撤去を中心とした誘導ではなく、御幸通りの風格や歴史文化資産を阻害しないよう、一定のルールを設けることで、屋外広告物の機能やまちの賑わいを維持しつつ、魅力ある景観を形成する。

屋外広告の目標

御幸通りの目指す「歴史文化の風格と商業エリアの賑わいが調和した広告景観」を実現する

基本方針

御幸通り景観形成方針（平成29年度策定）

③ 来街者が行き交う賑わい景観の創出

賑わう人々が演出する良好な都市景観を形成するため、歩きたくなる御幸通りを目指し、静岡駅、駿府城公園、浅間神社及び商業エリアの回遊性を高める歩行者中心の景観まちづくりを推進

◎歩行者目線の広告景観をつくるため、歩行者の目が行く低層部は、広告物を活用して賑やかにし、高層部は量を抑える。

◎風格のあるまちなみを創出するため、広告物の色彩に配慮し、伝統色を積極的に使用する。

申請・届出の対象、経過措置期間

申請・届出の対象

現状（第2種普通規制地域）から変更はありません。
自家広告で敷地内広告物総面積が20㎡以上のもの、案内広告、一般広告が、許可申請対象です。（審査手数料あり）

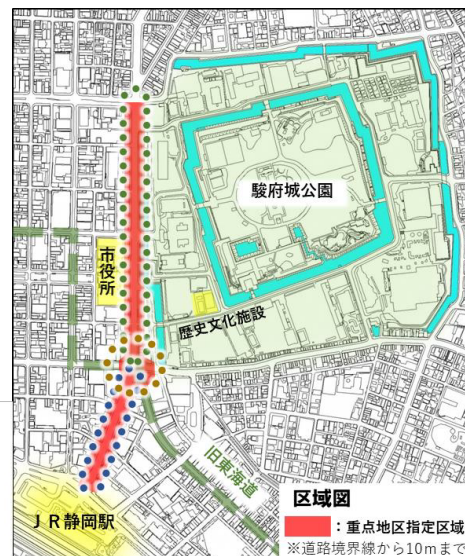
経過措置期間

指定後の経過措置期間（猶予期間）は3年間
※静岡市屋外広告物条例第8条第5項

2 対象区域

県道井川湖御幸線（国道1号線の北側の側線との交点から県道藤枝静岡線の東側の側線との交点まで）の区域（御幸通りに直接面していない建物を除く）

※景観計画重点地区と同じ範囲を指定



3 整備基準(案)

共通基準

- ◎ 点滅する広告は使用しないこと（電光掲示板、LEDビジョン等を除く）



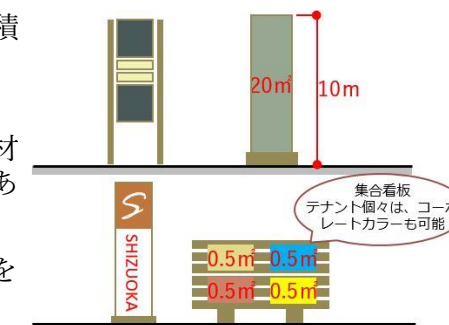
建築物の壁面を利用するもの

- ◎ 高層部は落ち着いた広告景観とするため、高層部（10mを超える）は高層部壁面面積の15%以下であること
- ◎ 低層部は広告物を効果的に使用し、賑わいを出すため、低層部（10m以下）は低層部壁面面積の20%以下であること
- ◎ 風格ある街並みを形成するため、地の色は彩度8以下、伝統色（P.12）、建物の外壁の色と同系色、着色していない木材及び石、コンクリート等の材料で仕上げられたものであること
- ◎ アクセントカラーとして地の色に彩度8を超える色彩を使用する場合は、板面の50%以下であること



野立のもの

- ◎ 歩行者に圧迫感を与えないため、高さは10m以下、面積は全面20㎡以下であること。
- ◎ 風格ある街並みを形成するため、地の色は彩度8以下、伝統色、建物の外壁の色と同系色、着色していない木材及び石、コンクリート等の材料で仕上げられたものであること
- ◎ アクセントカラーとして地の色に彩度8を超える色彩を使用する場合は、板面の50%以下であること
- ◎ テナント集合看板の1店舗の表示面積は、0.5㎡以下であること



置看板（道路境界から2m以内のもの）

- ◎ 歩行者空間の快適性、安全性向上のため、高さは1.5m以下、幅は0.8m以下、表示面積は全面で2㎡以下であること



のぼり旗

- ◎ 歩行者空間の快適性、安全性向上のため、各店舗2本以下であること（期間限定のものは除く）

